

対象とする照明器具等の範囲の追加について（案）

第１回照明器具等判断基準小委員会（平成１９年６月１２日）において審議し、了承された対象とする照明器具等の範囲について、以下のとおり追加を行うこととする。

１．定格電圧が１１０Ｖの白熱電球の追加

電球類の対象範囲である一般照明用電球及びボール電球は、JIS C 7501「一般照明用電球」及びJIS C 7530「ボール電球」において対象範囲が定義され、定格電圧が１００Ｖのもののみを対象としているが、定格電圧が１１０Ｖのものも１００Ｖのものと同様の用途で用いられていることが一般的であることから、定格電圧１１０Ｖの一般照明用電球及びボール電球を対象とする。